

出版差止等請求事件

【事件の概要】

本冊である書籍の改訂分冊である書籍が出版された際に、本冊の著者の氏名が改訂分冊の表紙にも奥付にも記載されていなかったため、著者らが氏名表示権の侵害などに基づき書籍の出版差止などを求めた事件。

【事件の表示、出典】

東京地裁平成22年（ワ）第38003号 平成25年3月1日判決

最高裁ホームページ <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130308152516.pdf>

【参照条文】 著作権法19条

【キーワード】 氏名表示権

1. 事実関係（判決4頁～）

被告会社は、平成20年6月10日に書籍「基幹物理学—こつこつと学ぶ人のためのテキスト—」（「本冊」）を出版し、その後、平成22年4月12日に、同本冊の分冊として「基幹物理学 分冊Ⅰ 力学—こつこつと学ぶ人のためのテキスト—」（「分冊Ⅰ」）を出版した（以下「分冊ⅠⅠ」については省略）。

「本冊」には、著者として亡W及び原告X4が、監修者として原告X4が、編集者として被告Y2が、それぞれ表示されていた。

分冊の表紙と奥付には、著者として被告Y3が表示されていたが、亡W及び原告X4の氏名は著者として表示されていなかった。

そのため、亡Wの相続人である原告X1、原告X3及び原告X2（「原告X'」）並びに原告X4が、本件著作物（本冊の本文部分）が亡W及び原告X4の共同著作物又は亡Wの原稿を原著作物とする原告X4の二次的著作物であるにもかかわらず、被告らが著作者名を被告Y3と表示して分冊Ⅰを出版したことが、亡W及び原告X4の氏名表示権を侵害し、これを理由に本件著作物に係る出版契約を解除したなどと主張して、原告らの著作権に基づき（分冊Ⅰについては、予備的に、原告X1による亡Wの死後における人格的利益保護措置請求権に基づく請求及び原告X4による氏名表示権に基づく請求として）、被告会社に対して、本件各書籍の出版等の差止め並びに本件各書籍及びその印刷用原版の廃棄等を求めた。

本冊は、「第Ⅰ部 古典物理学」、「第Ⅱ部 量子物理学入門」、「付録A 数学の復習」及び「索引」で構成されており、その章立て及び頁数は、次のとおりである。

第Ⅰ部「古典物理学」

第1章「力学」 3頁から158頁

第2章「熱学」 159頁から238頁

第3章「振動と波動」 239頁から494頁

第4章「電磁気学」 495頁から808頁

第5章「相対性理論」 809頁から832頁

第Ⅱ部「量子物理学入門」

第1章「量子力学入門」 835頁から908頁

第2章「変換理論」 909頁から958頁

第3章「場の量子論から」 959頁から986頁

付録A「数学の復習」 987頁から1134頁

本冊の前付には、執筆担当として、第Ⅰ部の第1章ないし第4章及び付録Aについて亡W、第Ⅰ部の第5章及び第Ⅱ部の第1章ないし第3章について原告X4とそれぞれ表示されている。また、原告X4が執筆した「序文」及び被告Y2が執筆した「はじめに」の各文章がそれぞれ掲載されている。

分冊Ⅰは、本冊の第Ⅰ部・第1章「力学」とほぼ同じ内容であり、ここに「付録A」として、本冊の「付録A 数学の復習」の一部とほぼ同じ内容が含まれているほか、「付録B」として、章末練習問題の解答が新たに付されている。

分冊Ⅰの前付には、「底本」¹として、本冊の書名（「基幹物理学—こつこつと学ぶ人のためのテキスト」）、監修者名（原告X4）、著者名（亡W及び原告X4）及び本冊の執筆担当がそれぞれ表示されている。また、その底本に係る表示に続いて、被告Y3が新たに執筆した「まえがき」の文章が掲載されており、そこには、本冊を分冊にする企画があり、原告X4の愛弟子であるZの意向で、被告Y3が分冊Ⅰを執筆することになったこと、底本が本冊であること、その底本の記述をできるだけ尊重したことなどが記載されている。さらに、上記「まえがき」に続いて、本冊の「序文」及び「はじめに」と同じ文章が、それぞれ「『基幹物理学』序文」及び「『基幹物理学』はじめに」との標題で掲載されている。

亡Wは、大学を退官後、物理学の初学者のために平易で分かりやすい教科書を出版しようと考えて、本件著作物の執筆を開始したが、平成17年に癌を患い、同年9月24日に死亡した。

¹ 「底本」写本や複製本の原本。また、翻訳・校訂・注釈などの際、よりどころとする本。

亡Wは、死亡時までには、本件著作物のうち、古典物理学の部分（ただし、相対性理論に関する記述を除く。）については、大半の原稿を完成間近としていたが、量子物理学の部分については、亡Wが書き遺した原稿構成等のメモが途中まで存在する程度であり、その時点で、本件著作物は、書籍とするには未完成の状態であった。

その後、原告X4が、本件著作物を書籍として完成させるために、古典物理学のうち相対性理論の章を新たに執筆し、量子物理学の部分は、亡Wの上記原稿構成等のメモを基に執筆し、その他の部分は、適宜内容の加除訂正を行うこととなった。

原告らと被告会社との間では、平成17年12月22日、原告らが被告会社に対して本件著作物に関する出版の許諾を与える旨の契約（以下「本件出版契約」という。）が成立したが、本件出版契約に係る契約書は、作成されなかった。

本件出版契約では、本件著作物について、共同著作者を亡W及び原告X4とし、共同著作権者を原告X'及び原告X4とし、出版社を被告会社とすることなどが合意された。

2. 争点

分冊Iの著作者名表示が適法か否か（これ以外は省略）

3. 裁判所の判断（判決32頁～）

分冊Iの著作者名表示が適法か否かについて

- (1) 被告Y3は、本冊の第I部・第1章「力学」の部分に分冊とする趣旨で、その記述をできるだけ尊重しつつ、そこに若干の修正を加えて、分冊Iの原稿を執筆したものであり、分冊Iには、上記部分に加えて、「付録A」として、本冊の「付録A 数学の復習」の一部とほぼ同じ内容が含まれており、それ以外には、「付録B」として、被告Y3が新たに作成した章末練習問題の解答が付されていることが認められる。これらの事実により、証拠（略）及び弁論の全趣旨を併せ考慮すれば、分冊Iは、本件著作物の該当部分を複製ないし翻案したものであることは明らかというべきである。

そして、本件著作物のうち、分冊Iに相当する部分については、少なくとも亡Wの著作権が存することは、当事者間に争いがなく、かつ、本件著作物は、本冊において、その著作者として亡W及び原告X4の氏名が表示されていたのであるから、分冊Iにも、本来、少なくとも亡Wの氏名がその著作者名として表示されなければならなかったことになる（法19条1項）。しかし、分冊Iの表紙及び奥付には、著作者名として被告Y3の氏名が記載されており、亡Wの氏名は記載されていない。

そうすると、かかる分冊Ⅰの著作者名表示は、亡Wの氏名表示権の侵害となるべきものであったといえることができる。

(2) この点に関し被告らは、分冊Ⅰの前付に、「底本」として、本冊が表示され、そこに「著者 W・X4」との記載がされており、また、被告Y3の「まえがき」、原告X4の「『基幹物理学』序文」及び被告Y2の「『基幹物理学』はじめに」に書誌が掲載されていることから、分冊Ⅰが本冊を改訂した著作物であることが明らかにされているとして、法19条3項により、原著作者である亡Wの名を省略することができることを主張する。

しかし、書籍の著作者名は、その表紙及び奥付等に「著者」又は「著作者」などとして記載する方法によって表示されるのが一般的であるところ、法14条が、著作物に著作者名として通常の方法により表示されている者を当該著作物の著作者と推定すると規定していることにも鑑みると、通常、読者は、そこに表示された者を当該書籍の著作者として認識するものと解される。そうすると、分冊Ⅰについても、その読者は、その著作者名表示から、著作者が被告Y3であると理解するものと解される。

この点、確かに、分冊Ⅰの前付の底本の表示や「まえがき」等の文章を参照すれば、分冊Ⅰが、本冊を分冊化したものであり、本冊を一部改訂したにすぎないものであることは容易に認識し得るが、この前付は、分冊Ⅰの表紙をめくった書籍の内側に記載されているにすぎず、分冊Ⅰを外側から観察しただけでは、それを読み取ることができない。また、本件において、分冊Ⅰの表紙や奥付に亡Wの名を著作者名として表示することが困難又は不適當であったと解すべき事情は認められない。そうすると、上記のように、前付の記載によって本件著作物の著作者が亡Wであり、分冊Ⅰがそれを分冊化したものであることが認識できるとしても、それを理由に、分冊Ⅰの表紙及び奥付に、亡Wの氏名が著作者名として表示されず、被告Y3が単独著作者として表示されることによって、亡Wがその「創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」（法19条3項）と認めることはできない。

よって、公正な慣行に反するかどうかを判断するまでもなく、本件は、著作者名の表示を省略することが許される場合には当たらないから、分冊Ⅰの著作者名の表示は、少なくとも亡Wの氏名表示権の侵害となるべき不適法なものであったといえるべきである。

4. 検討

書籍の著作者名は、表紙及び奥付などに「著者」、「著作者」などとして記載する方法によって表示されるのが一般的であり、表紙をめくった書籍の内側に記載されているにすぎない場合には、著作者人格権の侵害になり得るといふ判示は、妥当と思われる。

(弁護士 金本 恵子)